

さいたま市規則第128号

さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則（平成20年さいたま市規則第104号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第18（第65条関係） 土壌の汚染に係る基準（溶出量）			別表第18（第65条関係） 土壌の汚染に係る基準（溶出量）		
項	特定有害物質の種類	基準値	項	特定有害物質の種類	基準値
[略]			[略]		
15	[略]	検液1リットルにつき <u>0.1</u> ミリグラム	15	[略]	検液1リットルにつき <u>0.02</u> ミリグラム
[略]			[略]		
備考 [略]			備考 [略]		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。